

議案第24号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
宝塚市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第1条による改正関係）

現行	改正案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条第1項 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 _____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項_____に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条第1項 略</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 <u>又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p>
<p>(書面審理)</p> <p>第6条第1項 略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、_____決定書を作成しなければ</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条第1項 略</p> <p>2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対し、その副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければ</u></p>

ならない。

2 略

ならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 略

執行機関の附属機関設置に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

（改正案）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市個人情報保護・情報公開審査会	宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例による <u>審査請求</u> の審査に関する事務並びに出資等法人に係る異議の申出に関する事務	5人以内	知識経験者 5人以内

（現行）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市個人情報保護・情報公開審査会	宝塚市個人情報保護条例及び宝塚市情報公開条例による <u>不服申立て</u> の審査に関する事務並びに出資等法人に係る異議の申出に関する事務	5人以内	知識経験者 5人以内

宝塚市情報公開条例新旧対照表（第4条による改正関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の公開(第5条—第14条)</p> <p>第3章 <u>不服申立て等(第15条—第22条)</u></p> <p>第4章 情報公開の総合的推進(第23条—第25条の2)</p> <p>第5章 雑則(第26条—第29条)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>以下</u> <u>同じ。)</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>第3章 不服申立て等</u> (不服申立て)</p> <p>第15条 <u>実施機関は、公開決定等(第10条第5項の規定により決定があったものとみなす場合を含む。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、次に掲げるときを除き、遅滞なく、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>公開決定等(請求に係る公文書の全</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の公開(第5条—第14条)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u> (第15条—第22条)</p> <p>第4章 情報公開の総合的推進(第23条—第25条の2)</p> <p>第5章 雑則(第26条—第29条)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。<u>第20条を除き、以下</u> <u>同じ。)</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>第3章 審査請求</u> (<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第15条 <u>公開決定等(第10条第5項の規定により決定があったものとみなす場合を含む。以下この章において同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p>

部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第17条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき(当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。)

(諮問をした旨の通知)

第16条

前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人 _____

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第17条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(審査会への諮問)

第16条 公開決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項、次条第2号、第18条第4項、第19条第2項及び第21条の2において同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第17条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決 _____ をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求 _____ を却下し、又は棄却する裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等

に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を認めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第19条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合、不服申立人等

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決 _____ (第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を認めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第19条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第20条

不服申立人等は、審査会に対し、第18条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(提出資料の写しの送付等)

第20条 審査会は、第18条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、

_____審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第21条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

宝塚市個人情報保護条例新旧対照表（第5条による改正関係）

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条—第16条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第17条—第29条)</p> <p>第2節 訂正(第30条—第35条)</p> <p>第3節 利用停止(第36条—第41条)</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>(第42条—第49条)</p> <p>第4章 雑則(第50条—第57条)</p> <p>第5章 罰則(第58条—第63条)</p> <p>附則</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第24条第1項～第3項 略</p> <p>4 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を開示するかどうかの決定を行わないときは、開示請求者は、保有個人情報を開示しないこととする<u>処分</u>があつたものとみなすことができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第26条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条及び第44条</u> <u>において「第三者」</u>という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、宝塚市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他宝塚市規則で定める事項を通知して意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条—第16条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第17条—第29条)</p> <p>第2節 訂正(第30条—第35条)</p> <p>第3節 利用停止(第36条—第41条)</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>(第42条—第49条)</p> <p>第4章 雑則(第50条—第57条)</p> <p>第5章 罰則(第58条—第63条)</p> <p>附則</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第24条第1項～第3項</p> <p>4 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を開示するかどうかの決定を行わないときは、開示請求者は、保有個人情報を開示しないこととする<u>決定</u>があつたものとみなすことができる。</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第26条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下この条、<u>第43条第2項、第44条並びに第47条第1項及び第2項</u>において「第三者」<u>という。</u>)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、宝塚市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他宝塚市規則で定める事項を通知して意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この</p>

場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条及び第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条第1項・第2項 略

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を訂正するかどうかの決定を行わないときは、訂正請求者は、保有個人情報を訂正しないこととする処分があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限)

第40条第1項・第2項 略

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を利用停止するかどうかの決定を行わないときは、利用停止請求者は、保有個人情報を利用停止しないこととする処分があつたものとみなすことができる。

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不

場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(_____第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第34条第1項・第2項

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を訂正するかどうかの決定を行わないときは、訂正請求者は、保有個人情報を訂正しないこととする決定があつたものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限)

第40条第1項・第2項 略

- 3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が保有個人情報を利用停止するかどうかの決定を行わないときは、利用停止請求者は、保有個人情報を利用停止しないこととする決定があつたものとみなすことができる。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等(第24条第4項の規定により決定があつたものとみなす場合を含む。以下この章において同じ。)、訂正決定等(第34条第3項の規定により決定があつたものとみなす場合を含む。以下この章において同じ。)又は利用停止決定等(第40条第3項の規定により決定があつたものとみなす場合を含む。以下この章において同じ。)に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。

(諮問をした旨の通知)

前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する宝塚市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正することとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止することとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等_____について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第44条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等_____を_____を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、不服申立てのあった決定に係る公文書

_____の提示を求めることができる。

2 略

3 第1項_____に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又

う。以下この項、次条第2号、第45条第4項、第46条第2項及び第48条の2において同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決_____をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決_____ (第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の調査権限)

第45条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又

は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合、不服申立人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第47条

不服申立人等は、審査会に対し、第45条第3項又は前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その

は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第46条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第47条 審査会は、第45条第3項若しくは第4項又は前条第3項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、_____審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その

閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(宝塚市個人情報保護・情報公開審議会)

第55条 実施機関は、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項について、審議会の意見を聴くことができる。

2 略

閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第48条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(宝塚市個人情報保護・情報公開審議会)

第55条 実施機関は、この条例の規定に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の推進に関する重要事項について、審議会の意見を聴かなければならない。

2 略

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第6条による改正関係）

現行	改正案
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第7条による改正関係）

現行	改正案
<p>第19条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>第19条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

宝塚市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（第8条による改正関係）

現行	改正案
<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>